

「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」の充実のために

神奈川県異業種連携協議会
理事・事務局次長 愛 賢司

神奈川県は、県内自治体の中で最も早く中小企業振興条例（「神奈川県中小企業活性化推進条例」）を施行（平成21年4月1日）したが、条例の附則3項にある5年ごとの条例施行の検討の規定と、平成26年6月20日に公布・施行された「小規模企業振興基本法」（以下「振興基本法」）を受けて、平成27年10月20日「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」（以下「活性化推進条例」）として公布・施行した。新条例が施行されてから7か月が経過したが、改めて「活性化推進条例」を前条例との比較と全国的な振興条例制定の動向、今までイグレンとして条例改正に向けて提案してきた内容等を踏まえ、改正点の指摘を含め検討してみたい。

1 新条例の名称に「小規模企業」が明示されたことは、「活性化推進条例」の性格を明確にした点で大きな改正点と言える。

2 第1条（目的）及び第3条（基本理念）

「振興基本法」の基本原則にうちだされている、小規模企業の地域社会における役割と事業の持続的な発展を明記している点は、今年4月に施行された「川崎市中小企業活性化のための

成長戦略に関する条例」には明記されているが、横浜市、横須賀市、相模原市の条例では改訂されていない。国の法令改正を受けただけの改正だという指摘もできるが、県の中小企業政策の目的や具体的施策を検討する上で、意味を持つ改正点として重視していく必要がある。

3 第2条（定義）

国の法令の定義を転記したものであるが、前条例よりも具体的な表記になっている。「小規模企業」の定義を項目として明示したことは当然である。

4 第2条の定義についての大きな問題点として、「金融機関」が明記されていないことがあげられる。平成24年10月16日に施行された「愛知県中小企業振興基本法」（※注1）に全国で初めて「金融機関の配慮等」が明記され、川崎市の条例も含め最近の振興条例では常識になっている。金融問題は、中小企業にとって「命綱」とも言える大きな問題であり、地域経済を担う主体として金融機関を位置付けていない振興条例の改正は不十分な内容であり、他の条例の改正課題としても重視していきたい。小規模企業の金融支援等については、中小企業基本法

第8条（小規模企業に対する中小企業施策の方針）第3項でも明記されている。（＊注2）

5 第3条（基本理念）

上記の（2）でも触れたように、前条例の条文に加えて、小規模企業の地域社会における役割と地域経済を担う重要な存在であることを明示してある意義は大きい。前条例では、第6項で単なる「配慮」規定であったが、「事業の持続的発展が図られるよう、小規模企業者に配慮する」と配慮の目的が打ち出されている。

6 第4条（県の責務）

前条例の条文のままで改訂はない。しかし、小規模企業について基本理念に大きな改正点がある以上、条文の表現に変化がないとはいえ、小規模企業への政策的責任が明確になったことは言うまでもない。

7 県の責務の第3項にある、中小企業振興施策を進めるために協力する対象として金融機関があげられていない。「国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学及び県民」が協力対象である。繰り返しになるが、地域金融機関が地域経済活性化に果たす大きな役割から言っても、「金融機関の責務」が位置付けられていない条例の改正は喫緊の課題である。

8 県の責務として「活性化推進条例」を普及していくことを明示すべきである。苦労して制定し、今後の県の中小企業振興に大きな影響を持つ条例を「絵に描いた餅」で終わらせないためにも、中小企業をはじめ関係者と共に、より良い条例を創り上げていくためにも県が強力に普及する方向を打ち出すことは大切である。

県庁内部としては、全庁的な共有財産として「活性化推進条例」についての職員研修を是非とも実施すべきである。

市町村への振興条例制定に向けての支援も打ち出しが必要であろう。

9 第6条（中小企業に関する団体の責務）

前条例の第1項に加えて、第2項で商工会及び商工会議所の、第3項で神奈川県中小企業団体中央会が小規模企業者に対する支援に努めることを明記している。これは、国が小規模企業支援施策として打ち出している「伴走型支援」を受けたものであると予想されるが、商工会や商工会議所の会員組織率を勘案すると、中小企業の圧倒的多数を占める小規模企業をどのようにカバーするのか基本施策に関わる課題として指摘しておきたい。

10 第11条（基本的施策）

前条例の条文に加えて、第6条（中小企業に関する団体の責務）の規定を受けて、商工会、商工会議所、中小企

業団体中央会に対する人材育成支援等の促進を明記している。

11 中小企業独自の技術開発努力、中小企業間連携による技術革新の強化を促進する。中小企業の技術支援については、大企業や大学との連携強化を打ち出しているが、中小企業の技術支援機関の充実と併せて、中小企業独自の技術開発努力の支援等を明示すべきである。第5条(中小企業者の責務)にある「自主的に経営改善及び向上を図る」ことを強力にバックアップすることを明確にするうえでも必要である。

12 第11条(基本的施策)に関わる条文で最も注意すべき条文は第2項である。

「県は、前項に定める施策の実施に当たっては、総合特別区域……における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るものとする」。

この条文を素直に読む限り、基本的施策は、①総合特別区域における産業の国際競争力の強化、②地域の活性化に関する施策、との連携を図りながら進めることになる。

中小企業の振興を総合的に進めることは当然であるが、「国際競争力の強化」という政策目標と「地域の活性化」という政策目標は、担い手も異なるであろうし、別の施策の展開が必要であろう。特に、小規模企業が、「国際競争

力の強化」にどのように関わりうるのかという課題を考えてみても、「総合特別区域における産業の国際競争力の強化」という将来に関わる「重要課題」に経営資源や人材を動員する、強引な条文の規定という印象は否めない。

13 第12条(中小企業・小規模企業活性化推進計画)

前条例の条文と改正点はないが、第2項を具体的にかつ内容のある仕組みを作ることが重要である。「知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする」。特に、基本理念に基づいて基本的施策を実施する以上、上記の項目の具体的な組織として「中小企業振興会議(仮称)」による、地域の中小企業の要望・意見を集約できるような仕組みは、条文の趣旨からいっても必要である。

14 第14条(調査研究)、第15条(実施状況の公表)、第16条(中小企業者等の意見の反映)

以上の3条は、上記の第12条第2項と併せ「活性化推進条例」に基づく中小企業振興策の検討及び評価を充実させる意味でも、中小企業の立場に立った中小企業施策の推進、「中小企業振興条例」に対する中小企業者等の関心の涵養並びに中小企業者による政策活動の前進等にとって最も重要な内容である。しかし、残念ながら、

具体的な成果としては、県内自治体の既存の振興条例の持つ弱点でもあり、今後の課題として残されている。

＊（注１）「愛知県中小企業振興基本条例」

（金融機関の配慮等）

第９条「金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めると共に、県が実施する中小企業に関する施策に協力するよう努めるものとする。」

＊（注２）「中小企業基本法」

（小規模企業に対する中小企業施策の方針）

第８条第３項（国は）「経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと」

愛 賢司 （あい けんじ）

1946年生 横浜市立大学商学部卒業後、神奈川県旧工業試験所、現在の産業技術センターで、中小企業技術者の研修業務に長く携わった。神奈川県異業種連携協議会の理事・事務局次長として、地域交流サロン「海老名サロン」、政策活動を担当。

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとする中小企業の活性化を推進し、もって県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる事業者その他当該事業者におおむね準ずる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの(2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの(3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの(4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この条例において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、県経済を支える重要な存在であり、特に、小規模企業は、地域社会の一員であるとともに、地域の特色を生かした事業活動を行い、地域に根ざした産業を創出するなどして地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。

- (2) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。
- (3) 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組が促進されること。
- (4) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体（以下「中小企業に関する団体」という。）、大企業者、大学等及び県民が相互に連携し、及び協働して推進されること。
- (5) 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源その他の本県の特色を生かした活力と魅力ある産業の実現を図ることを旨として推進されること。
- (6) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業者に対する配慮をする等中小企業者の経営規模を勘案して推進されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

（中小企業者の責務）

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

（中小企業に関する団体の責務）

第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 商工会及び商工会議所は、県、市町村、他の中小企業に関する団体、大企業者等と連携し、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の新たな需要の開拓、小規模企業者の事業の承継の円滑化等小規模企業の経営の改善及び向上における課題を踏まえ、その経営の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 神奈川県中小企業団体中央会は、組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第74条第1項第1号に規定する組合等をいう。）が小規模企業の経営の改善及び向上のための事業を行う場合には、当該組合等の組合員等の経営の状況に応じた指導等の支援を行うよう努めるものとする。

（大企業者の責務）

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の責務)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及及び人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについての関心と理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第10条 県は、市町村が当該地域の特性に応じて行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

(1) 相談その他の総合的な支援を受けることができる体制の整備、受注及び発注機会の確保、地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業の承継の促進、融資による金融面での支援等を通じて、中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化を促進すること。

(2) 創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取組の強化を促進すること。

(3) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。

(4) 市町村、中小企業に関する団体等と協力し、商業、観光等の地域に根ざした産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。

(5) 職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。

(6) 商工会及び商工会議所並びに神奈川県中小企業団体中央会に対する小規模企業を支援するための人材の育成に資する支援等を通じて、これらの団体による小規模企業に対する支援に関する取組の強化を促進すること。

(7) その他中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

2 県は、前項に定める施策の実施に当たっては、総合特別区域（総合特別区域法（平成23年法律第81号）第2条第1項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るものとする。

(中小企業・小規模企業活性化推進計画)

第12条 知事は、前条第1項に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「中小企業・小規模企業活性化推進計画」という。）を定め

なければならない。

2 中小企業・小規模企業活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、中小企業・小規模企業活性化推進計画の変更について準用する。

第13条 知事は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を中小企業の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、中小企業の振興に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第16条 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間)

第17条 県は、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民との連携による中小企業の振興を図るため、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間を設ける。

2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間は、2月とする。

3 県は、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県薬事審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県中小企業活性化推進審議会

中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。20人以内

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県薬事審議会の項の次に次のように加える。

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

神奈川県中小企業 活性化推進審議会	中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査 審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
----------------------	--	-------

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県中小企業活性化推進審議会の項中「神奈川県中小企業活性化推進審議会」を「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会」に改める。―